

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の採捕の数量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和7年5月30日

富山県知事 新田 八朗



- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類、海域及び期間
その他漁業（定置漁業を除く漁船漁業等）
富山県の地先水面
令和7年4月～令和8年3月
- 4 割当量に対する採捕の数量の割合
84 パーセント（A／B）
採捕の数量 3.2 トン（A）
採捕の種類別及び海域の割当量 3.8 トン（B）